

浄化槽保守点検業登録申請等の手引き

【新規登録又は更新登録の場合】

<提出様式>

- ・ 浄化槽保守点検登録申請書（別記様式第2号）
- ・ 業務を担当する役員等（別紙1）
- ・ 営業区域名、浄化槽管理士（別紙2）
- ・ 誓約書（別記様式第3号）
- ・ 浄化槽保守点検器具明細書（別記様式第4号）
- ・ 連絡(予定)浄化槽清掃業者一覧（別記様式第5号）

<添付書類>

- ・ 法人にあつては、定款及び登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ・ 個人にあつては、住民票
- ・ 営業所に置かれる浄化槽管理士の免状、住民票及び保守点検業登録に係る研修会の修了証書

<手数料>

- ・ 1件につき30,000円の石川県証紙を手数料納入票に貼付し、納付

<その他>

- ・ 提出様式及び添付書類は2部（正副）必要です。
なお、副本は正本のコピーでもかまいません。
- ・ 提出様式に押印は不要です。
- ・ 正本の添付書類について、住民票及び登記簿謄本（履歴事項全部証明書）は原本を、定款及び浄化槽管理士の免状は原本のコピーをご用意ください。
- ・ 住民票は必ず、個人番号と住民票コードが印字されていないものをご用意ください。
- ・ 法人において定款には、末尾に「この写しは当社の定款と相違ないことを証する」と記入し、年月日、法人名及び代表者職氏名を記入してください。
- ・ 新規登録の場合、業務を開始する前に申請書類一式を提出してください。
- ・ 更新登録の場合、有効期限満了の日の30日前までに申請書類一式を提出してください。
- ・ 登録の有効期間は3年です。

【営業区域の変更（拡大）の場合】

<提出様式>

- ・ 浄化槽保守点検業登録申請書（別記様式第2号）
- ・ 営業区域名、浄化槽管理士（別紙2）
- ・ 浄化槽保守点検器具明細書（別記様式第4号）
- ・ 連絡(予定)浄化槽清掃業者一覧（別記様式5号）

<添付書類>

- ・ なし

<手数料>

- ・ 16,500円の石川県証紙を手数料納入票に貼付し、納付

<その他>

- ・ 提出様式及び添付書類は2部（正副）必要です。
なお、副本は正本のコピーでもかまいません。
- ・ 提出様式に押印は不要です。
- ・ 申請書類一式は拡大する区域内で営業を開始する前に提出してください。

【変更の届出の場合】

＜届出が必要な変更＞

- ①登録者の氏名又は名称及び住所の変更
- ②法人の代表者の変更
- ③営業所の名称及び所在地の変更
- ④法人の役員の変更（監査役の変更は除く）
- ⑤営業区域の変更（縮小）
- ⑥浄化槽管理士の氏名、免状の交付番号、所属する営業所の変更

＜提出様式及び添付書類＞（上記①～⑥別）

- ①登録者の氏名又は名称及び住所の変更
 - ・浄化槽保守点検業登録事項変更届出書（別記様式第8号）
 - ・法人にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - ・個人にあつては、住民票
- ②法人の代表者の変更
 - ・浄化槽保守点検業登録事項変更届出書（別記様式第8号）
 - ・誓約書（別記様式第3号）
 - ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ③営業所の名称及び所在地の変更
 - ・浄化槽保守点検業登録事項変更届出書（別記様式第8号）
 - ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※商業登記の変更を必要とする場合
- ④法人の役員の変更
 - ・浄化槽保守点検業登録事項変更届出書（別記様式第8号）
 - ・業務を担当する役員等（別紙1） ※新たに役員となる者がある場合
 - ・誓約書（別記様式第3号） ※新たに役員となる者がある場合
 - ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

⑤営業区域の変更（縮小）

- ・浄化槽保守点検業登録事項変更届出書（別記様式第8号）
- ・営業区域名、浄化槽管理士（別紙2）

⑥浄化槽管理士の氏名、免状の交付番号、所属する営業所の変更

- ・浄化槽保守点検業登録事項変更届出書（別記様式第8号）
- ・営業区域名、浄化槽管理士（別紙2）
- ・浄化槽管理士の免状 ※新たに浄化槽管理士となる者がある、又は登録している浄化槽管理士の免状の交付番号が変更となった場合
- ・浄化槽管理士の住民票 ※新たに浄化槽管理士となる者がある場合
- ・保守点検業登録に係る研修会の修了証書

<手数料>

- ・なし

<その他>

- ・提出様式及び添付書類は2部（正副）必要です。
なお、副本は正本のコピーでもかまいません。
- ・提出様式に押印は不要です。
- ・正本の添付書類について、住民票及び登記簿謄本（履歴事項全部証明書）は原本を、浄化槽管理士の免状は原本のコピーをご用意ください。
- ・住民票を添付する場合は、必ず個人番号と住民票コードが印字されていないものをご用意ください。
- ・変更届出書は変更のあった日から30日以内に提出してください。

【廃業等の場合】

<提出様式>

- ・浄化槽保守点検業廃業等届出書（別記様式第9号）

<添付書類>

- ・廃業等の理由が分かるもの（提出可能であれば）

<手数料>

- ・なし

<その他>

- ・提出様式及び添付書類は2部（正副）必要です。
なお、副本は正本のコピーでもかまいません。
- ・提出様式に押印は不要です。
- ・廃業等届出書は、廃業等に該当することとなった日から30日以内に提出してください。